

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び
会社法施行規則第 209 条に定める書面)

2020 年 6 月 1 日

株式会社ペッパーフードサービス
株式会社 JP

2020年6月1日

新設分割に係る事後開示事項

東京都墨田区太平四丁目1番3号オリナスタワー17F
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長 CEO 一 瀬 邦 夫

東京都墨田区太平四丁目1番3号オリナスタワー17F
株式会社 JP
代表取締役 一 瀬 邦 夫

株式会社ペッパーフードサービス(以下「新設分割会社」といいます)は、2020年4月30日付で作成した新設分割計画に基づき、2020年6月1日をもって、新設分割により株式会社JP(以下「新設会社」といいます)を設立し、新設会社へ新設分割会社のペッパーランチに係る事業に関する権利義務を承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます)を行いました。

会社法第811条第1項第1号および同法施行規則第209条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 新設分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)
2020年6月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過(会社法施行規則第209条第2号)
本新設分割は、会社法第805条が規定する簡易分割に該当するため、会社法第805条の2の規定による新設分割をやめることの請求をすることができる株主はおりません。
3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過(会社法施行規則第209条第3号)
 - (1) 反対株主の株式買取請求
本新設分割は、会社法第805条が規定する簡易分割に該当するため、会社法第806条の規定による新設分割をやめることの請求をすることができる株主はおりません。
また、会社法第806条第3項但書きにより株主に対する通知又は公告を行っておりません。
 - (2) 新株予約権買取請求
本新設分割においては、会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 債権者異議
新設分割会社は、新設会社が承継する債務を重疊的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第810条第1項第2号に規定する債権者はおりません。したがって、新設分割会社は会社法第810条の規定による債権者保護手続を行っておりません。

4. 本新設分割により新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第 209 条第 4 号)

新設会社は、新設分割計画の記載に従い、2020 年 6 月 1 日をもって、新設分割会社から、ペッパーランチに係る事業に関する権利義務を承継しました。新設会社が新設分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 1536 百万円(概算値)、355 百万円(概算値)です。

5. 本新設分割に関するその他重要な事項(会社法施行規則第 209 条第 5 号)

該当事項はありません。

以上